様式第２号（第５条関係）

熊本市公園地域パートナー事業に関するボランティア協定書

熊本市（以下「甲」という。）及び　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。）は、熊本市公園地域パートナー事業実施要綱第５条に基づき、次のとおりボランティア協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、公園地域パートナー事業実施申請書及び計画書（様式第１号）に記載された予定業務のうちボランティアで行うものについて必要な事項を定めるものとする。

（協定の有効期間）

第２条　この協定の有効期間は、協定締結日から　　　　年(　　　　年)　　月　　日までとする。

（対象区域）

第３条　このボランティア協定の業務実施区域は次のとおりとする。

（1）　活動区域

（業務の内容）

第４条　甲及び乙は、次に掲げる業務を実施するものとする。

業務の内容は、公園地域パートナー事業実施申請書及び計画書（様式第１号）における、ボランティア業務のとおりとする。

（役割分担）

第５条　前条に定める業務の役割分担は次のとおりとする。

（1）　甲の役割

ボランティア清掃で集積されたゴミの回収

（2）　乙の役割

　 公園地域パートナー事業業務委託で実施する年３回以外の除草

清掃業務、回収したゴミの分別

公園のパトロール（破損箇所等のお知らせ）

（安全の確保）

第６条　乙は、甲の安全指導に従い、事故等が発生しないよう責任を持って安全対策を行うものとする。

２　ボランティア協定に係る業務に当たっては、自治会等は、熊本市ボランティア活動保険の対象団体となるため、事故が発生した場合、「熊本市ボランティア活動保険実施要綱」に定める事故報告に係る書類を提出するものとする。

（情報共有の体制）

第７条　業務の円滑な進行を担保するために、甲及び乙は、相互にコミュニケーションを図り、互いの持つ業務に関する情報を共有しながら進めるものとする。

（公開の原則）

第８条　この協定をはじめとして、業務に関する事項は公開を原則とする。

（問題発生時の体制）

第９条　甲及び乙は業務実施に際して問題が生じた場合には、速やかに情報共有を行い、その解決に向けて協議し、迅速に対応しなければならないものとする。

（その他）

第１０条　この協定書に定めのない事項、または疑義を生じた事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

　年( 　　　年) 　　月 　　日

甲　熊本市中央区手取本町１番１号

印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　熊本市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　熊本市長

乙　住 所

印

　　団体名

　　 氏 名